

分類コード	X - 1 - 1 - 1 - 04
保存期間	5年（平成35年12月31日まで）

秋本生企第961号 務 第877号
刑企第247号 交企第257号
備一第122号
平成30年12月20日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について（通達）

県内の犯罪情勢は、総合的な犯罪抑止対策を推進した結果、平成13年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数が約2割にまで減少している。その一方で、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害が依然として後を絶たないなど、いまだ県民の体感治安の向上には結び付いていない状況にある。

こうした状況を踏まえ、下記の要領で、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進することとしたので、各所属にあつては、実効が上がるよう推進されたい。

なお、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について（通達）」（平成25年3月27日付け秋本生企第154号、務第342号、刑企第76号、交企第76号、備一第69号）及び「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進に関する留意事項について（通達）」（平成25年3月27日付け秋本生企第155号、務第343号、刑企第77号、交企第77号、備一第70号）は廃止する。

記

1 犯罪抑止計画の策定

(1) 警察署犯罪抑止計画

警察署においては、管内の犯罪情勢を踏まえ、重点的に抑止すべき犯罪（以下「署重点犯罪」という。）を定め、その抑止計画（以下「署犯罪抑止計画」という。）を策定するものとする。

(2) 警察本部犯罪抑止計画

警察本部においては、全国及び県内の犯罪情勢を勘案し、警察本部が主導・統括して抑止すべき犯罪を定め、その抑止計画（以下「本部犯罪抑止計画」という。）を策定するものとする。

2 犯罪抑止戦略官の指名及び業務

警察署及び警察本部における犯罪抑止計画の策定及びその対策推進のため、警察署においては、副署長又は次長（秋田中央警察署にあつては刑事官）を署犯罪抑止戦略官に、警察本部においては、生活安全企画課長を本部犯罪抑止戦略官に指名するもの

とする。

なお、犯罪抑止戦略官の行うべき業務は次のとおりとする。

(1) 署犯罪抑止戦略官

ア 署犯罪抑止計画の策定及び各種対策の推進・統括

イ 警察署管轄区域及びその周辺の犯罪の発生状況、発生環境（犯罪を容易にし、又は助長する要因その他犯罪を取り巻く環境をいう。以下同じ。）等に関する情報の収集及び分析

(2) 本部犯罪抑止戦略官

ア 本部犯罪抑止計画の策定及び各種対策の推進・統括

イ 秋田県警察情報分析支援システム（C I S－C A T S）等を用いた県内及び各警察署の犯罪情勢の分析及び検討

ウ 署重点犯罪の選定及び署犯罪抑止計画の策定に関する支援

エ 関係都道府県警察との連携及び警察署間の連絡調整

3 配意事項

(1) 推進体制の確立

本対策に当たっては、犯罪抑止戦略官を中心に、各部門が一体となった体制を確立し、推進すること。

(2) 地域住民等との連携協働

犯罪抑止計画の策定及び対策の推進に当たっては、地域住民等との連携協働が効果的に行われるよう、重点犯罪ごとに、相手方となる機関・団体等を選定し、その期待される任務・役割及び情報提供等の支援内容を定めること。

なお、連携協働の相手方は、従来の警察協力者・団体にのみ依存することなく、新規かつ広範に獲得するなどして、地域総ぐるみの犯罪抑止対策を推進すること。

(3) 犯罪抑止計画の見直し

実施した対策は、半期ごとに検証及び効果測定を行い、必要に応じて随時、見直しを図ること。

(4) 他の施策との連動

本対策は、犯罪の起きにくい社会づくりに向けた諸対策のほか、少年非行防止・保護総合対策等、関連施策と緊密に連動させ、相乗的に効果を上げるよう推進すること。